

京都市養育費確保に関する公正証書等作成費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、養育費の安定的な確保を図るため、京都市養育費確保に関する公正証書等作成費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、京都市補助金等の交付等に関する条例及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 児童

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する、20歳に満たない者をいう。ただし、20歳到達以降も監護・教育の必要性を市長が認める場合は、この限りではない。

(2) 養育費

児童を監護・教育するために必要な経費であり、親権や同居の有無にかかわらず、児童と生計を同一にする親に対して、児童の成長を支えるために支払われる費用をいう。

(3) ひとり親家庭等

配偶者のない者であって、かつ児童を養育しているもの等をいう。

(4) 債務名義

強制執行によって実現されることが予定される養育費に係る請求権の存在、範囲、債権者及び債務者を表示した公の文書のことで、強制執行認諾条項付公正証書、判決書、調停調書、審判書又は和解調書等をいう。

(5) 裁判外紛争解決手続

弁護士法（昭和24年法律第205号）第31条の規定に基づき設立された弁護士会（以下「弁護士会」という。）又は裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第5条の規定に基づき法務大臣の認証を受けた者（以下「認証ADR事業者」という。）が実施する裁判外での紛争解決に係る手続（以下「ADR」という。）をいう。

(対象者)

第3条 この要綱における補助金の交付対象者は、交付申請時において、京都市内に居住するひとり親家庭等であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。

(1) 養育費の支払いに関する債務名義を有している者

(2) 養育費の取決めの対象となる児童と現に生計を同一にしている者

(3) 養育費の取決めに係る経費を負担した者

(4) 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め、この要綱と同様の内容の補助金を交付されていない者又は交付される予定のない者

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる養育費の取決めに係る債務名義の取得に要する費用（ただし、令和8年4月1日以降に取得したものに限る。）とする。

(1) 公正証書を作成する際の次のア～ウに要する費用

ア 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料（養育費の取決め以外の法律行為の手数料は除く。）及び送達に要する料金

イ 公証役場に提出する戸籍謄本等の書類取得に係る費用（養育費等に関連するものに限る。）

ウ 公証役場に提出する書類の郵送に係る費用（養育費等に関連するものに限る。）

(2) 家事調停の際の次のア～ウに要する費用

ア 家庭裁判所に対する申立て又は訴訟に要する収入印紙に係る費用（養育費の取決め以外の申立て又は訴訟に要する収入印紙費用は除く。）

イ 裁判所に提出する戸籍謄本等の書類取得に係る費用（養育費等に関連するものに限る。）

ウ 家庭裁判所に提出する書類の郵送に係る費用（養育費等に関連するものに限る。）

(3) 養育費の取決め等のために、弁護士会又は認証ADR事業者が行うADRを利用した場合（令和8年4月1日以降に養育費の内容を含むADRの利用申込をしているものに限る。）に係る申立料及び手数料。

(4) (1)～(3)の規定にかかわらず、調停の申立後、申立てに相手方が応じる意向を示しているにもかかわらず申立者の都合により調停が行われずに当該事案が終了した場合にそれまでに申立者が負担していた費用、書類の代理作成費用、申立者又は相手方の要望により弁護士会又は認証ADR事業者が用意する場所以外の場所で調停を行う場合の当該場所の賃借費用、交通費その他実費については、対象外とする。

2 補助金の額は、前項に定める補助対象経費のうち、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が負担した額とし、次の各号に定める額を上限に、予算の範囲内で交付する（ただし、補助金の額を算出する場合において、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。

(1) 前項第1号に定める補助対象経費 3万円

(2) 前項第2号に定める補助対象経費 3万円

(3) 前項第3号に定める補助対象経費 5万円

(交付申請及び実績報告)

第5条 申請者は、京都市養育費確保に関する公正証書等作成費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（原本）（原則申請日から1か月以内に交付されたもの）（申請者が児童扶養手当受給者である場合は「児童扶養手当証書」の写し等でも可とする。）

- (2) 世帯全員の住民票の写し(原本)(申請者が児童扶養手当受給者である場合は「児童扶養手当証書」の写し等でも可とする。)
 - (3) 補助対象経費の領収書等(養育費の取決めにおいて申請者が負担したものに限る。)(申請者がクレジットカードの利用等によりクレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書)
 - (4) 養育費の取決めをした債務名義の写し
 - (5) 振込先口座を確認できる書類(通帳の写し等)
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 3 補助金の交付申請は、養育費の取決めの対象となる児童が異なる場合を除き、前条第1項第1号から第3号に掲げる補助対象経費について各1回に限る。

(申請期限)

- 第6条 申請者は、債務名義を取得した日の属する年度の翌年度4月20日(土・日・祝の場合はその前日)までに、京都市長宛に交付申請を行う。
- 2 前項の規定について、災害その他、市長が止むを得ないと認める場合については、この限りではない。

(交付決定及び補助額の確定)

- 第7条 市長は、補助金の交付申請があったときには、申請書その他書類を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付を決定したときは、京都市養育費確保に関する公正証書等作成費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金の不交付を決定したときは、京都市養育費確保に関する公正証書等作成費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第8条 申請者は、前条第1項の規定により交付が決定される前の期間において、京都市養育費確保に関する公正証書等作成費補助金交付(申請取下げ・辞退)書(第4号様式)により申請の取下げを行うことができる。

(交付の時期等)

- 第9条 市長は、第5条の請求を受け、補助金の交付を決定したときは、申請書に記載された口座に補助金を振り込むものとする。

(辞退申請)

- 第10条 第7条第2項の規定による交付決定通知書を受けた者で、補助金を振り込まれる前に交付を辞退する場合は、速やかに京都市養育費確保に関する公正証書等作成費補助金交付(申請取下げ・辞退)書(第4号様式)により、辞退を申し出なければならない。

2 第7条第2項の規定による交付決定通知書を受けた者で、補助金を振り込まれた後に辞退をする場合は、前項の申出の後に、すでに交付を受けた補助金については返還するものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、申請内容に虚偽があるなど、不正な手段をもって交付決定を受けたものに対し、決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、京都市養育費確保に関する公正証書等作成費補助金取消し決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をした者に対し、すでに交付した補助金がある場合は、取り消した額の範囲内において、返還を求めるものとする。

(補助金の交付に関する調査)

第12条 市長は、補助金の交付について必要と認めたときは、補助金の交付申請又は交付を受けた者に対し、報告又は必要な書類の提出を求めることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第13条 補助金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(暴力団排除に関する取扱)

第14条 次の各号に該当する者は、この補助金の交付の対象としない。

- (1) 京都市暴力団排除条例（平成24年3月30日条例第45号）第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 同条例同条第3号に規定する暴力団員
- (3) 同条例同条第4号に規定する暴力団員等
- (4) 同条例同条第5号に規定する暴力団密接関係者

2 市長は、必要に応じ申請者又は第8条第1項の交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを京都府警察本部に対して確認を行うことができる。

3 市長は、交付の決定を受けた者が、第1項各号のいずれかに該当するときは、交付の決定又は一部を取り消すことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行し、令和8年4月1日より適用する。